

1. 件名：大飯発電所 3 号機加圧器スプレイライン配管溶接部における有意な指示について

2. 日時：令和 2 年 9 月 2 日(水) 19 時 00 分～19 時 40 分

3. 場所：原子力規制庁 2 階会議室 B

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房総務課事故対処室

金子室長、谷室長補佐、齊藤室長補佐、高橋係長

原子力規制部検査グループ実用炉監視部門

吉野企画調査官、小野上席原子炉解析専門官、反町主任監視指導官

原子力規制部検査グループ専門検査部門

嶋崎管理官補佐

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）

東京支社 技術グループチーフマネージャー 他 2 名

5. 要旨

(1) 関西電力から、資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、関西電力が実施した「き裂進展評価および破壊評価結果」（添付資料 4）について、曖昧な点や不明な点が多いことから、その評価結果について指摘を行った。主な指摘内容は以下のとおり。

○資料の添付資料 4 にある評価フローについて、関西電力は欠陥の進展要因を応力腐食割れ（SCC）と想定しているが、その根拠を説明すること。

○添付資料 4 の⑥について、設計上の最小肉厚を 8.2mm としている根拠を示すこと。

○添付資料 4 の①において、超音波探傷試験の結果、欠陥深さを 4.6mm としているが、測定誤差や測定精度をどのように考慮しているか説明すること。

○配管に累積された残留応力が想定される場合、それによる亀裂の進捗速度に影響があるため、配管の残留応力をどのように考えているか説明すること。

○添付資料 4 の④において、初期寸法（直近 10 年で進展した亀裂の深さ）を 4.6 mm、今後 10 年で進展する亀裂の深さを 0.6 mm としているが、あまりにも進展評価に差が出ている。詳細な評価内容を示すこと。

(3) 原子力規制庁から、本事案を踏まえた関西電力の対応について、説明を求めた。主な内容は以下のとおり。

○今回の事案と類似の亀裂が発生する恐れのある箇所に対する検査の必要性や考え方について説明すること。

○原子炉等規制法第四十三条の三の十六第四項では、技術基準を満たせない可能性がある場合には、健全性評価を行うよう求めているが、これに対する考え方を示すこと。

○大飯 3 号機の定期検査工程への影響の有無について説明すること。

(4) 関西電力からは上記指摘事項について、持ち帰り検討の上、速やかに回答する旨説明があり、定期検査工程への影響の有無については明日中に回答する旨説明があった

資料

- ・大飯 3 号機加圧器スプレイライン配管溶接部における有意な指示について